

## 所報 第76号

- 1 令和2年度末教職員人事異動について
- 2 管内における社会教育の取組
- 3 こういときどうする？

# 管内の教育

出雲教育事務所 令和2年11月



## 「令和2年度末教職員人事異動について」

調整監 曾田 和彦

11月に入り、人事異動に係る業務が本格的に始まりました。

人事異動の基となる、令和3年度の島根県公立学校教育職員と事務職員の人事異動方針には、人事異動は学校の教育活動を一層清新活発にし、本県教育の進展に資するため、と明記されています。

出雲教育事務所といたしましても、全県的視野に立ち、適材を適所に配置する等の方針の趣旨を踏まえ、「令和3年度島根県市町村立学校教育職員人事異動方針細則」及び「令和3年度市町村立学校事務職員人事異動方針細則」に基づき、以下の3点を基本方針として、管内の学校教育の活性化を目指した人事異動を行っていきたいと考えています。

### 1 各市町の教育構想並びに各校の学校経営構想を尊重した広域人事の実施

- 各市町の人事配置構想の尊重(広域転補の実施)
- 各校の人事配置計画の重視
- 隣接市町間の人事交流の促進

管内各市町においては、それぞれの教育構想に基づき特色ある教育活動が展開されていると承知しています。今後も管内教育の一層の充実を資するため、人事異動においても各市町の人事配置構想を尊重していきます。

校長先生方には、各校の教育目標を具現化するための、適材適所の人員配置と、教職員組織の適正化についてご検討いただくとともに、それぞれの学校の中長期的な展望に立った学校運営に寄与する人事配置計画を作成していただきたいと考えています。6月の学校訪問の際にお示しいただいた、人事異動・配置計画の見直しにあたっては、教職員一人一人にきめ細かに対応していただきますようお願いいたします。

また、広域人事の実施は教育の機会均等と教育水準の維持・向上のために不可欠です。大量退職に伴い増加している新規採用教職員の効果的な配置も含め、教育活動の刷新充実のうえからも積極的に進めていきます。

### 2 人事異動細則の遵守

- 永年勤続の解消(教職員の資質向上、学校の活性化)
- 他地域勤務、へき地勤務の完全実施(へき地とへき地外との人事交流の促進)
- 細則解消状況の点検・確認

今年度の人事異動細則には、教育職員、事務職員共に大きな改正はありません。変更点は、勤務期間の除算期間に介護休暇を含めるようになったことです。「教育職員人事異動方針細則」においては、第1 定義4. を、「事務職員人事異動方針細則」においては、第2 方針1の細則3. を確認してください。

全ての教職員が人事異動方針や細則の趣旨・具体的な内容等について、理解を深めることによって、円滑な人事異動ができると考えています。

人事異動方針の一つに、同一学校及び同一地域における永年勤続者について、交流を図ることがあげられています。永年勤続者とは、教育職員においては、連続して同一学校の場合7年以上、同一市町村の場合15年以上の勤務者を、事務職員においては、連続して同一学校の場合7年以上、同一旧市町村の場合15年以上の勤務者を指します。

異動調査書の「永年勤続種別(同一市町村勤務年数)」の欄に、A B Cを記入した方は、永年勤続解消の必要があることに留意してください。特に50歳代の教職員にあっては、永年勤続と残り勤務年数を考慮して赴任計画を立ててください。

なお、栄養教諭は、同一市町村15年以上勤務者にかかる細則について、当分の間、適用しないとするご承知おきください。

「他地域勤務」及び「へき地勤務」の趣旨や考え方については周知されていると捉えています。教育職員は、「他地域勤務」を概ね45歳までに、「へき地勤務」を概ね55歳までに行っていただきますようお願いいたします。

また、昭和61年度以後採用の事務職員は、出身外ブロック等勤務を概ね40歳までに2回以上、概ね41歳から60歳までに1回以上行うようお願いいたします。

既に、一人一人の細則解消状況の確認は行われていますが、本年度の異動調査書記入の際にも、今一度点検・確認をしていただきますようお願いいたします。

この方針細則は、全ての教職員のためのルールですので、互いに遵守しなければなりません。人事の公平性を確保する観点からも、細則解消については厳正に実施していきたいと考えています。



### 3 個々の赴任計画の尊重

- 方針細則を踏まえた赴任計画の立案・実施
- 自らの職能成長を図る多様な勤務経験の積み上げ
- 個々の事情及び希望の考慮

人事異動は個々の教職員としてのあり方、生き方に関わる事柄であるとともに、教職員としての資質・能力の向上と密接に関連していると考えています。将来を見据えた適切な赴任計画の立案が望まれます。管理職の皆様には、教職員を育てるという観点から、個々のライフステージに応じた的確な指導と助言をお願いいたします。

また、本人の健康状態や家族の状況等、特別な事情については、公平性と妥当性に配慮しつつ、可能な範囲で対応していきたく考えています。校長先生方には的確な把握と市町教育委員会、出雲教育事務所との連携をお願いいたします。

異動調査書の作成にあたっては、様式やエクセルデータへの入力方法が一部変更になっていることに注意してください。

島根県内で採用籍変更を行った方には、今年度から変更年度と以前の採用区分の入力をお願いしています。

令和2年3月に策定された、「しまね 教育魅力化ビジョン」において示された、基本理念「ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり」の実現のためにも、人事異動は大きな意味をもっています。円滑な人事異動に教職員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

# 管内における社会教育の取組

## 出雲市「地域学校協働活動の推進」

出雲市派遣社会教育主事 森脇淳志 加藤泰寛

出雲市では、今年度から市内の中学校区をモデルとして「地域学校協働活動推進員」の配置を進め、これまで学校と地域が協働していた取組のさらなる充実を図ろうと考えています。今のところ、佐田中学校区と斐川東中学校区にそれぞれ1名の推進員を配置しています。

今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ふるさと教育など学校と地域が協働して行う活動を進めにくい状況ではありますが、それぞれの推進員が学校と地域のニーズを把握し、つなぎ役として児童生徒の学びの機会を作り出そうとしています。



【地域学校協働活動推進員委嘱式】

佐田中学校区では、ふるさと教育や緑の少年団の活動が、より一層充実した取組になるよう、推進員が学校と地域の調整役を担っています。担当の先生との打合せ、活動場所の確認、準備物の手配など地域と学校が役割を分担して、子どもたちの学びの場を作っています。



【斐川東中学校区での取組】

斐川東中学校区では地域団体が、毎年保育園児を対象に宍道湖七珍のお話をしています。「説明のための大きなイラストがあるといいな。」という団体のつぶやきを推進員が学校につなげたところ、学校も「地域に少しでも貢献したい。」とイラスト作成に美術部員が協力しました。学校と地域の双方向の新たなつながりが生まれ、生徒の活躍の場となりました。

このような活動を積み重ねていくことで、学校と地域が一緒になって児童生徒の成長を支えていく機運が醸成されていきます。今後も他の中学校区へ取組を広げていけるよう、学校、地域の連携・協働の状況把握や丁寧な事業説明を行っていきたいと考えています。

## 雲南市「子どもたちの学びをとめない社会教育での取組」

雲南市派遣社会教育主事 青木拓夫 藤原枝理子

雲南市では、今回のコロナ禍における子どもたちの学びをとめないために、新たな「学びの形」の提供に取り組んでいます。

「中高生の！幸雲南塾」は、中高生を対象とした社会教育での学びの提供を行っています。昨年度から中学校版と高校版に分かれて取組を進めています。上半期はどちらもオンライン会議アプリを活用して、高校版では、これまでのチャレンジを深めたり、新たなチャレンジが生まれるための出会いを準備したりしています。中学校版では、コロナ禍でできないことを探すのではなく、この環境下だからできることを考え、小さなチャレンジに取り組むことができるようなアイデアを出し合い、できることから挑戦しています。



10月には中高生が一堂に会してリアルな場でそれぞれの取組を見たり、新たなプロジェクトを立ち上げたりすることのできる場を準備しています。

「おうちで★どうび Saturday at home.」は、今年度で7年目の小学生を対象にした英語学習「どうび★えいご」のオンライン版です。大勢の人が集まるイベントの開催が困難となり、新たな学習の形としてオンライン配信（YouTube 配信）として始まりました。オンライン配信ならではの利点「いつでも」「どこでも」「だれでも」を活用し、小中の英語学習の接続において大切ではあるものの、今まではできなかった“文字による学習”を取り入れたり、家庭でも活動ができることを視野に入れたりして「楽しく、興味を持ってつながる英語学習」を意図した番組内容を考えています。また、地域の方にも撮影に参加していただくことで、地域の方も子どもたちの学びに貢献してもらっています。

「ピンチをチャンスに変える」新しい時代における学習の提案が子どもたちのこれからの学びにつながり、新しいスタイルの学習へとつながっていきます。



出雲教育事務所管内では、出雲市2名、雲南市2名、奥出雲町・飯南町各1名の社会教育主事が派遣されています。派遣社会教育主事が中心となって実施している各市町の社会教育の取組の一部を紹介します。

## 奥出雲町「ふるさと理解研修」

奥出雲町派遣社会教育主事 石原弘治

奥出雲町では、町内に勤務している教職員を対象に、奥出雲の「ひと・もの・こと」に直接触れる機会を提供しています。奥出雲町の良さを感じてもらえるのはもちろんですが、各校のふるさと教育の推進にもつなげてほしいと思っています。そこで、

- 先生方が、地域に出て「ひと・もの・こと」に触れるきっかけにする。
  - 「そば」「仁多米」「仁多牛」「椎茸」といった地域資源が、「たたら製鉄」に起因していることを知ってもらう。
- という二つのことを意図しました。



令和2年8月18日(火)

- 午前の部 三沢地区フィールドワーク (22名参加) ※マイクロバス2台使用。  
(地域の歴史についてのお話、鉄穴流し跡等見学、講師さんとぶらり町歩き、町おこしについてのお話)
- 午後の部 たたらと刀剣館見学 (20名参加) ※現地集合・現地解散  
(講師さんによる解説、館内見学、鉄穴流し跡に広がる棚田を各自見学)

〈感想から〉

- ・歴史や伝統を引き継ぎながらも、新しい取組を進めている様子などが分かってとてもよかった。
- ・実際の鉄穴流しの写真を見て、どんな様子か分かった。
- ・初めて知ったことがとても多かつたし、総合的な学習の時間に活かせると感じたことや出会いがあった。

町内の様々な場所に「たたら製鉄」に関わる「ひと・もの・こと」があります。また、地域の活性化に尽力している「ひと」がいます。しかし、地域とつながらなければ教員も子ども達も深く知ったり関わったりすることはできません。今回の研修をきっかけに、地域に出かけ、地域を知り、子ども達に地域の良さを生き生きと伝えられる(伝える人とつながっている)先生が増えていくことを期待しています。また、奥出雲町出身の派遣社会教育主事として、学校と地域がつながる支援を行っていきたいと思います。

## 飯南町「公民館主事自主研修の今後」

飯南町派遣社会教育主事 若槻慎也

飯南町には、五つの公民館があり、町の社会教育の中核を担っています。公民館では、地域住民の皆さんが豊かな人生を送ることができるように、様々な講座の開催や飯南町の自然、歴史を生かした体験活動、学校と連携した子どもの教育活動などを行っています。

しかし、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業の中止が相次ぎました。そのような中で、5人の公民館主事が「こんなときだからこそ、これまでに目を向けられなかった地域資源を見直そう！」と“主事自主研修”を企画しました。

谷公民館では、谷地区の程原入道の見学、やまめ養魚場での釣り体験を企画しました。自ら体験することで、新たな飯南町の魅力を再確認することができました。この新鮮な体験を、赤名小学校の3年生の谷地区ふるさと学習でも生かすことができました。小学校との打ち合わせの中で、ねらいの確認、活動内容の精選、地域の方との想いの共有などを意識し、当日は小学生の活動に多くの地域の方が参加され、充実した学習になりました。

5人の公民館主事が事業を企画し、運営していくことはそれぞれの主事にとってスキルアップにつながりますが、それよりも「自主的に公民館活動を活性化しよう！」「飯南町をもっとよくしていこう！」という想いに圧倒されています。各公民館の館長のあたたかさに見守られ、自主的な活動ができることに感謝しつつ、5人の主事とともに飯南町をさらに盛り上げていきたいと考えています。

飯南町でも地域学校協働本部、学校運営協議会の設置に向けて少しずつ動き出しています。地域と学校が連携・協働した取組の充実を図るため、公民館主事自主研修で得た新たな地域の教育資源を、保小中高それぞれでのふるさと教育や公民館事業の中で展開されるように今後も支援していきたいと思います。



# こういうときどうする？

生徒指導専任主事 玉木篤史



## 【定期健康診断で幼児児童生徒に複数のあざを発見した際の対応】

ケースの概要 ●公立の小学校

- 2年生男子児童、1年生時の年間欠席日数は20日程度
- 連絡帳、学校行事などについては、主として母親が対応。
- 健康診断時、複数のあざ、特に脇腹や肩などに内出血の痕があることを学校医が発見。本人に確認したところ、父親から怒られたときのものと話した。

令和2年1月23日発行 文部科学省「学校現場における虐待防止に関する研修教材」より

これは令和2年1月23日に文部科学省より発行された「学校現場における虐待防止に関する研修教材」に掲載されている事例です。みなさんはこの後どのように対応されるでしょうか？

事例集によると学校の対応として以下のようなことが例示されています。



- ① 発見者の学校医は、養護教諭を通じて、当該児童の担任教員と学年主任に情報提供を行う。
- ② 学年主任は、教頭に現状を報告する。
- ③ 教頭は、従前から体制を整備していた「学校内の重大事案が起きた際の対応チーム」を招集する。本事案を身体的虐待として対応することと、市の虐待対応課、児童相談所に通告することを決定する。
- ④ 学校医の記録した文書をもとに、教頭が市の虐待対応課、児童相談所に通告する。
- ⑤ 警察に対して通報する。
- ⑥ 児童相談所が一時保護したうえで、家庭訪問等により実態を調査する。

事例集には、対応のポイントが詳しく解説されており、対応の根拠となる関係法令や通知についても記載されています。文部科学省のHPにてご覧いただけます。

厚生労働省の統計調査によると、平成30年度の児童相談所による児童虐待相談対応件数（速報値）は、前年度より2万6,072件（19.5%）増の15万9,850件と過去最多となりました。統計を取り始めた平成2年度から28年連続で増加しています。総数のうちの1万件は学校等からの相談によるもので、学校関係者が虐待の発見・対応にあたり、重要な役割を果たしていることがわかります。この点について、今一度確認していただき、日々の児童生徒観察をより丁寧に行っていただければと思います。

実際に事案が発生した場合、迅速かつ的確で丁寧な組織対応が求められるのは言うまでもないことですが、そのような対応を可能にするために、校内研修等でこのような事例集を用いて、全教職員で議論をする場を設定することは大変有意義なものであると考えます。みなさんの職員室の中で「こういうときどうする？」が増え、活発に議論する機会を増やし、安心して安全な学校づくりにつなげていただければと思います。

最後に事例集よりもう一つ事例を紹介します。みなさんの学校では、こういうときどうされますか。

## この後どう対処する？

<事例> 【児童が一時保護された際の保護者対応】

- 概要 ●公立小学校5年生女子児童
- 健康診断や水泳授業時の様子から虐待の恐れがあると学校が判断した。
  - 学校は町の虐待対応担当課に虐待の通告をし、あわせて児童相談所にも通告した。
  - 児童相談所の判断で一時保護を実施した。その際、児童相談所に一時保護されたことについて、児童相談所から保護者に通告を行った。（通告元は伝えていない。）
  - 翌日、通告元が学校であると疑った父親が学校に来訪し、「誰が通告したのか」「誰の権限でこのようなことになっているのか」「責任者の処分を教育委員会に伝えろ」など威圧的な態度による抗議が続いた。

